

佐久市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、大沢財産区、前山、小宮山財産区、内山財産区、切原財産区、田口村財産区、青沼財産区、田口区財産区、田ノ口区財産区、布施財産区、春日財産区、協和財産区、茂田井財産区及び病院事業管理者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第4条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは、「14日以内」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

3 前項の費用は、規則で定める方法により納付しなければならない。

4 市長は、開示請求を受けた場合において、当該保有個人情報に係る本人に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則に定めるところにより、第2項

の費用を減額し、又は免除することができる。

(訂正請求の手續)

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手續)

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(佐久市情報公開・個人情報保護審議会への諮問)

第8条 実施機関は、個人情報の保護に関する施策を講ずる場合であつて、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、佐久市情報公開条例(平成17年佐久市条例第15号)第21条に規定する佐久市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問することができる。

(佐久市情報公開条例の準用)

第9条 審議会における調査審議の手續については、佐久市情報公開条例の各相当規定を準用する。

(守秘義務)

第10条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(佐久市個人情報保護条例の廃止)

2 佐久市個人情報保護条例(平成17年佐久市条例第16号)は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の佐久市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項及び第9条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない責務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

4 この条例の施行の日前に旧条例第12条、第16条、第17条及び第18条の規

定による請求がされた場合における旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報の開示(これに係る費用を含む。)、訂正、削除及び目的外利用等の中止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(佐久市情報公開条例の一部改正)

8 佐久市情報公開条例(平成17年佐久市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第21条中「佐久市個人情報保護条例(平成17年佐久市条例第16号)」を「法令等」に改める。